

# 建災防宮城県支部からのお知らせ

平成31年1月1日

新年あけましておめでとうございます。

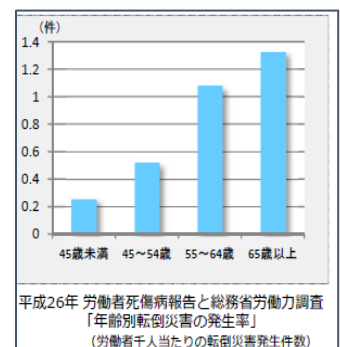
皆様の無事故・無災害と御健康をお祈りします。



## STOP! 転倒災害

### 転倒災害の特徴

1. **最も多い転倒災害**～休業4日以上 of 労働災害 12万件中転倒災害は2.8万件と最多。近年増加傾向
2. **高齢者で多く発生**～55歳以上は55歳未満と比べリスクは約3倍
3. 軽傷ですまないことも！～約6割が休業1か月以上
4. **冬季～積雪・凍結に多く発生**



### 滑りのメカニズム

- ◆急ぐほど滑る
- ◆歩幅が大きくなるほど滑る
- ◆曲がるとき、方向転換するときに滑る
- ◆重い物を持つほど滑る
- ◆昇りより、下りで転倒しやすい

- ◆一歩一歩ゆっくり歩く
- ◆歩幅を小さく
- ◆足裏全体で着地
- ◆できるだけ両手を自由に
- ◆防滑性のある履物を履く

### 冬季転倒災害4つのポイント

1. **天気予報に気を配る**  
寒波が予想される場合などには、労働者に周知し早めに対策をとりましょう。
2. **時間に余裕をもって歩行、作業を行う**  
悪天候による交通機関の遅れが見込まれる場合は、時間に余裕をもって出勤するようにし、落ち着いて作業をするように心がけましょう。屋外では、小さな歩幅で靴の裏全体を地面に付けて歩くようにしましょう。
3. **駐車場の除雪・融雪は万全に、出入口などにも注意する**  
駐車場内や、駐車場から職場までの通路に、除雪や融雪剤の散布を行いましょう。出入口には転倒防止用マットを敷き、照明設備を設けて夜間の照度を確保しましょう。
4. **職場の危険マップ、適切な履物、歩行方法などの教育を行う**  
職場内で労働者が転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、危険マップなどにより労働者に伝えるようにしましょう。また、作業に適した履物選びや、雪道や凍った路面上での歩き方を教育しましょう。



移動式クレーンの製造者及び使用者の皆様へ

荷重計以外の過負荷防止装置の備え付けを義務化するなど  
**移動式クレーン構造規格が改正されました**

(主な改正点)

つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等について、荷重計以外の「過負荷を防止するための装置」を備えることが義務付けられます。(クレーン構造規格第27条)

改正前	改正後
荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められていました。	荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められなくなり、定格荷重制限装置※1、定格荷重指示装置※2などの装置を備えることが義務づけられます。

<経過措置>

平成31年3月1日前に製造された移動式クレーン、又は平成31年3月1日において現に製造している移動式クレーンの規格については、なお従前の例によることができます。

※ 移動式クレーンの転倒事故等が後を絶ちません。使用者の皆様におかれましては、つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等について、改正後の移動式クレーン構造規格を満たす過負荷を防止するための装置を備えるものに、計画的に更新されるようお願いいたします。

※1 定格荷重制限装置

定格荷重を超えた場合に、直ちに当該移動式クレーンの作動を自動的に停止する機能を有する装置

※2 定格荷重指示装置

定格荷重を超えるおそれがある場合に、当該荷の荷重が定格荷重を超える前に警音を発する機能を有する装置



移動式クレーンによる死亡災害は  
年間 約30件発生しています。

問合せ先：宮城労働局（健康安全課）TEL(022) 299-8839

建設業労働災害防止協会 宮城県支部

〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2-48

宮城県建設産業会館5階

電話 022-224-1797 Fax022-265-5604